

人 事 院 会 議 議 事 錄

会議日

令和7年12月18日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 伊藤人事官 土生人事官
(幹事) 佐々木事務総長、堀内総括審議官
(説明員) (職員福祉局)
田中審査課長

議題

人事院規則14—8（當利企業の役員等との兼業）の規定中人事院が定める事項の決定

議事の概要

- 議題「人事院規則14—8（當利企業の役員等との兼業）の規定中人事院が定める事項の決定」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- これに対し、以下のような意見があった。
 - ・ 時代の要請に応じ、職務外でも知識・技能をいかしたり、社会貢献に資することができるようすることは重要なことである。見直しの趣旨に沿い、内閣人事局とも連携しつつ、各府省等の実情も踏まえながら、運用の支援に尽力してもらいたい。（土生人事官）
 - ・ 新たな自営兼業の実施状況等を把握し、制度のレビューをしていってほしい。（川本総裁）
- 議題については、三人事官一致で議決された。

「人事院規則14—8（営利企業の役員等との兼業）の規定中人事院が定める事項について」 (人事院会議決定) の全部改正

令和7年12月18日
職 員 福 祉 局

自営兼業制度については、本年8月の公務員人事管理に関する報告において、自己実現や社会貢献につながるような兼業を承認可能とするなどの見直しを行う旨報告した。

自営兼業として認められる事業や承認基準等については、人事院規則14—8（営利企業の役員等との兼業）第1項において「人事院が定める」とこととされており、標記人事院会議決定において定めた上で、同規則の運用通知により事務総長の名で各府省に周知している。

今般の自営兼業制度の見直しを実施するため、標記人事院会議決定に関し、別添のとおり改正を行うこととした。

1 主な改正内容

① 承認基準の新設

「職員の有する知識・技能をいかした事業」及び「社会貢献に資する事業」を新たに承認可能な事業とした上で、職務専念義務、職務の公正な執行及び国民の公務への信用を確保すること等を目的とした承認要件として、以下の要件を定める。

- ・ 職員の官職と事業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと
- ・ 職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること
- ・ 上記のほか、公務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと
- ・ 開業届の提出、事業計画書等の作成が行われていること

② 不動産等賃貸・太陽光電気の販売に係る「自営」の範囲の見直し

関連する制度の動向を踏まえ、事業の経営が、承認が必要となる「自営」に該当するものと取り扱う範囲について、以下の改正を行う。

- ・ 不動産等賃貸

棟数等の基準を満たさない場合に「自営」に該当する範囲を、「賃貸料収入の額が年額1,000万円以上、かつ、建物の総床面積が600m²以上」とする。（現行：年額500万円以上）

- ・ 太陽光電気の販売

「自営」に該当する範囲を「太陽光発電の定格出力が50kw以上」とする。（現行：10kw以上）

2 施行日

令和8年4月1日 ※ 関連する通知等の発出は、令和7年中に行う。

人事院会議決定
令和7年12月18日

人事院規則14—8（営利企業の役員等との兼業）の規定中人事院が定める事項について

人事院は、人事院規則14—8（営利企業の役員等との兼業）（以下「規則」という。）第1項及び第3項の規定に基づき、下記のとおり決定する。

記

- 1 「自ら営利企業を営むこと」（以下「自営」という。）とは、職員が自己の名義で商業、工業、金融業等を経営する場合をいう。なお、名義が他人であっても本人が営利企業を営むものと客観的に判断される場合もこれに該当する。
- 2 前項の場合における次の各号に掲げる事業の経営が当該各号に定める場合に該当するときは、当該事業の経営を自営に当たるものとして取り扱うものとする。
 - 一 農業、牧畜、酪農、果樹栽培、養鶏等 大規模に経営され客観的に営利を主目的とすると判断される場合
 - 二 不動産又は駐車場の賃貸 次のいずれかに該当する場合
 - (1) 不動産の賃貸が次のいずれかに該当する場合
 - イ 独立家屋の賃貸については、独立家屋の数が5棟以上であること。
 - ロ 独立家屋以外の建物の賃貸については、貸与することができる独立的に区画された一の部分の数が10室以上であること。
 - ハ 土地の賃貸については、賃貸契約の件数が10件以上であること。

二 賃貸に係る不動産が劇場、映画館、ゴルフ練習場等の娯楽集会、遊技等のための設備を設けたものであること。

ホ 賃貸に係る建物が旅館、ホテル等特定の業務の用に供するものであること。

(2) 駐車場の賃貸が次のいずれかに該当する場合

イ 建築物である駐車場又は機械設備を設けた駐車場であること。

ロ 駐車台数が10台以上であること。

(3) 不動産又は駐車場の賃貸に係る賃貸料収入の額（これらを併せて行っている場合には、これらの賃貸に係る賃貸料収入の額の合計額）が年額1,000万円以上である場合（建物の賃貸のみを行う場合にあっては、当該建物の床面積の合計が600平方メートル未満である場合を除く。）

(4) (1)又は(2)に定める場合と同様の事情にあると認められる場合

三 太陽光電気（太陽光発電設備を用いて太陽光を変換して得られる電気をいう。以下同じ。）の販売 販売に係る太陽光発電設備の定格出力が50キロワット以上である場合

3 規則第1項の「人事院が定める場合」は、次に掲げる場合とする。

一 不動産又は駐車場の賃貸に係る自営を行う場合で、次に掲げる基準のいずれにも適合すると認められるとき。

(1) 職員の官職と承認に係る不動産又は駐車場の賃貸との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。

(2) 入居者の募集、賃貸料の集金、不動産の維持管理等の不動産又は駐車場の賃貸に係る管理業務を事業者に委ねること等により職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。

(3) その他公務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

二 太陽光電気の販売に係る自営を行う場合で、次に掲げる基準のいずれに

も適合すると認められるとき。

- (1) 職員の官職と承認に係る太陽光電気の販売との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。
- (2) 太陽光発電設備の維持管理等の太陽光電気の販売に係る管理業務を事業者に委ねること等により職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。
- (3) その他公務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

三 職員の有する知識又は技能を活用した著作物の創作及び販売、物品の製造及び販売、技芸の教授等（以下「職員の有する知識・技能をいかした事業」という。）に係る自営を行う場合又は地域振興に係る催しの主催、生活支援その他の公益に資する活動を伴う事業（以下「社会貢献に資する事業」という。）に係る自営を行う場合で、次に掲げる基準のいずれにも適合すると認められるとき。

- (1) 当該事業が、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する届出書を提出して行うものであること。
- (2) 当該事業が、その目的及び業務内容、営業日及び営業時間、収入の予定年額等を含む事業計画書その他事業の詳細を明らかにする書面（以下「事業計画書等」という。）を作成して行うものであること。
- (3) 職員の官職と当該事業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。
- (4) 事業計画書等において週休日にのみ事業を行うこととされていること等により職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。
- (5) (3)及び(4)のほか、公務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

四 不動産又は駐車場の賃貸及び太陽光電気の販売以外の事業に係る自営を行う場合で、次に掲げる基準のいずれにも適合すると認められるとき。

- (1) 職員の官職と当該事業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。
- (2) 職員以外の者を当該事業の業務の遂行のための責任者としていること等により職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。
- (3) 当該事業が相続、遺贈等により家業を継承したものであること。
- (4) その他公務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

4 職員の有する知識・技能をいかした事業に係る自営又は社会貢献に資する事業に係る自営の承認は、2年を超えない期間について与えるものとする。

5 規則第3項の規定による報告は、毎年1月末日までに、前年に与えた承認について、次に掲げる事項を記載して行うものとする。

- 一 承認を与えた職員の氏名、所属、官職、適用俸給表及び職務の級
- 二 承認を与えた年月日
- 三 承認の期間の始期及び終期（期限を付した承認である場合に限る。）
- 四 承認を与えた事業に係る次の事項

- (1) 不動産又は駐車場の賃貸の場合
 - イ 賃貸する不動産又は駐車場の種類、件数及び規模の内訳
 - ロ 賃貸する不動産又は駐車場の種類ごとの賃料収入の予定年額
 - ハ 賃貸する不動産又は駐車場の管理の方法
- (2) 太陽光電気の販売の場合
 - イ 販売に係る太陽光発電設備の定格出力
 - ロ 収入の予定年額
 - ハ 販売に係る管理の方法
- (3) 職員の有する知識・技能をいかした事業の場合
 - イ 事業の名称、内容及び所在地
 - ロ 営業日及び営業時間
 - ハ 職員の有する知識又は技能と事業との関係

二 収入の予定年額

(4) 社会貢献に資する事業の場合

- イ 事業の名称、内容及び所在地
- ロ 営業日及び営業時間
- ハ 社会貢献に資する事業と判断した理由

二 収入の予定年額

(5) 不動産又は駐車場の賃貸及び太陽光電気の販売以外の事業の場合

- イ 事業の名称、内容及び所在地
- ロ 事業の業務の遂行の方法
- ハ 事業の継承の事由

二 収入の予定年額

6 令和8年3月31日以前に所轄庁の長等（規則第2項に規定する所轄庁の長等をいう。）又は同項の規定によりその委任を受けた者が規則第1項の規定に基づき与えた自営の承認のうち、同年4月1日における当該承認に係る事業の経営が第2項各号に掲げる事業の区分に応じて当該各号に定める場合に該当しないものは、同年3月31日を限り、その効力を失うものとする。

7 事務総長は、国の各機関及び行政執行法人に対し、前各項の事項を通知するものとする。

8 この決定は、令和8年4月1日から効力を発生する。なお、これに伴い、「人事院規則14—8（営利企業の役員等との兼業）の規定中人事院が定める事項について」（平成26年9月26日人事院会議決定）は、廃止する。

以上